## 開議 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

## 日程第1 一般質問

- ○議長(小松則明君) 日程第1、一般質問を行います。阿部俊作君の一般質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) おはようございます。日本共産党永伸会の阿部俊作でございます。議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

1つ目は、有害鳥獣対策について、そして、2つ目には文化財についてをお尋ねいたします。

まず、最初に、有害鳥獣対策について。

連日のように、熊出没について注意喚起の防災無線放送がなされています。また、県内では、当町でもありましたけれども、山菜取りに行った人がクマに襲われたという報道が増えているように感じております。熊を人里に近づけないように、すぐに捕殺するべきという声も聞きます。

なぜ、このように出没が多くなったのかと自分なりに考えてみました。

私は、今年、熊を見ていません。私の家は山の中にあり、熊がいることが当たり前と思っています。いつも春先に田畑の土を耕起すると、そこに熊の足跡があり、私は熊が見回りに来たなと思っていました。この時期は山イチゴが実り、子熊が親離れしてあちこち遊ぶのが見られたりしました。このような子熊を見て、地域ではイチゴ別れと言いました。今年は、このイチゴが全くありません。鹿が根まで掘って食べてしまったからです。有毒とされるスイセンもかじった跡がありました。鹿が増えすぎて、熊の山での生活が難しくなり、熊は餌を求めて歩き、人目につくことが多くなったのではないかと考えられます。

そこで、次の、鹿の有害駆除についてお尋ねいたします。

岩手県と大槌町に鹿捕獲の補助がありますが、具体的にどのような補助制度なのかお 尋ねします。

2つ目に、熊の猟期以外の捕獲は、どのような仕組みなのかお尋ねいたします。

3つ目に、適切な鹿の頭数などの考えや、鹿の頭数の把握などはいかがなされている かお尋ねいたします。

4つ目に、鹿と熊の捕獲について、猟友会との協議はどのようになされているのかお 尋ねいたします。

次に、文化財についてお尋ねいたします。

町内には、古文書や掛け軸、仏像など、すばらしい芸術文化財があります。町内有志の方々が仏像を修理したことが報道されましたが、修理の際の調査について、教育委員会にも連絡をしたそうですが、その後、教育委員会からは何の連絡もないそうですが、大槌町では、文化財についてどのように考えているか伺います。いまだ被災した石碑は捨てられたようにそのままですが、どのようにするつもりでいるのかお尋ねいたします。文化財調査、文化財指定、文化財保存、文化財活用などについて、当局の考えをお尋

以上、よろしくお願いいたします。

ねいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

鹿の有害捕獲については、農林水産省所管の鳥獣被害防止総合対策交付金が岩手県を経由して町に交付されております。国の制度では、鹿1頭当たりの捕獲報奨金は8,000円ですが、町は捕獲駆除が頭数抑制に一番効果的であると考え、特別交付税を活用して報奨金を上乗せし、捕獲を推進しており、ハンターには1頭当たり1万2,000円、ジビエ利用する場合は1万6,000円の報奨金で有害鳥獣駆除を委託しております。

熊の捕獲については、釜石大槌猟友会から推薦のあった十分な経験を有するハンター を捕獲従事者として指定し、岩手県に対し捕獲許可申請を行い、岩手県からの捕獲許可 に基づき、わな及び銃器による捕獲を実施しているところであります。

鹿の適正頭数につきましては、学術的な根拠に基づく数値は現在のところ示されておりませんが、岩手県の鹿管理計画におきまして、平成30年度時点の県内の推定個体数が約10万頭という数値が示され、岩手県では、年間2万5,000頭以上の捕獲目標を設定しております。鹿は、市町村を移動しますので、町内の鹿の頭数を把握することは現実的ではありませんが、町内において年間約400頭の鹿を駆除しております。

鳥獣被害対策の推進は、関係機関との連携が必要不可欠であることから、鳥獣被害防

止計画に基づき、熊対策としての緊急連絡体制や、鹿の年間捕獲計画等について、猟友会をはじめ、各関係機関と適宜連携を取りながら取り組んでおります。有害鳥獣の駆除頭数を増加させるためには、ハンターの数を増やしつつ熊の駆除を行うことができる経験者を育成することが重要であります。また、今年度から農家ハンター育成事業も行っており、町を挙げて取り組み、引き続きジビエソーシャルプロジェクトを推進し、捕獲及びジビエ利活用を図りながらハンター育成に取り組んでまいります。

文化財については、教育長が答弁いたします。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(松橋文明君) 次に、文化財についてお答えします。

一般的に、文化財とは、人間の文化的、生活的活動によって生み出され残されているもののうち、特に歴史的、文化的価値の高いものを指すと言われ、建造物、彫刻等の有形文化財、演劇、工芸技術などの無形文化財、衣食住、信仰、年中行事等に関する民俗文化財、土地に埋蔵されている埋蔵文化財などがあります。このうち、より重要なものについて、当町では町指定文化財として、有形文化財14件、記念物8件、民族文化財11件、合計33件を指定し、現状変更することや、保存に影響を及ぼす行為については一定の制限を課すなど、文化財の保護・保存を図っており、その重要性は十分に認識しているところでございます。

今後町の未指定の文化財について、町文化財保護審議会とともに連携しながら計画的に調査を行い、後世に残すべき貴重な文化財に関しては、所有者の同意を得ながら町の文化財として指定してまいりたいと考えております。

次に、石碑についてお答えいたします。

現在仮置きしている石碑につきましては、所有者が判明しているもの、判明していないものがあることから、改めて地区の関係者や関係課と連携し、地区内に移設、設置するなどの取扱いについて協議を進めているところであり、協議が整い次第、移設、設置に向けて準備を進めてまいります。

次に、文化財に係る調査、指定、保存、活用などにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、歴史的、文化的に価値が高いものを指す文化財の重要性は十分に承知しているところでございます。国や、県の指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内にあるもののうち、重要なものについて、その保存や活用のために必要な措置を講じ、町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献するこ

とを目的に、大槌町文化財保護条例を制定しております。このことから、大槌の貴重な歴史文化をさらに掘り起こし、文化財の在り方の研究をより一層深め、しっかりと後世に伝えていくために、昨年度において文化財専門員を募集したところです。しかしながら、応募はあったものの、残念ながら採用には至らず、文化財を専門に担当する職員が不在の状態が続いていることから、大槌町の実情に合った文化財専門員の募集に向けて準備を進めてまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) それでは、通告書に従ってお尋ねいたします。

まず、熊が大変町内に出没しております。それで、とりあえず学校周辺の、沢山地区の熊について、ちょっとあそこの周辺に居座ってしまったというか、居着いてしまったのではないかという、そういう感覚を覚えております。それで、熊を捕獲と補殺という方法がありますけれども、特に、今現在、人のところに出てきて被害がない場合は、捕獲をして、スプレーとかやって山に帰すという、そういう方法もあります。遠野では、そういうことをしながら熊の生態調査なんかを行っておりますけれども、当町ではその辺、学校周辺、子供たち一番、その辺でどのように対応とか、あるいは、考えはいかがなものでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

現在、盛んと熊が出没しているのは、吉里吉里地区と、それから沢山地区でございます。吉里吉里地区に関しましては、住宅周辺ということで、すぐ学校に隣接しているわけではございませんが、吉里吉里地区につきましては、現在わなを設置してございます。それから、御質問の沢山地区でございますが、学校、もちろん住宅の周辺でございまして、現在、猟友会とともに、頻発して現れるであろう箇所にわなを設置する準備をしてございます。ただ、わなを設置するということは、そこに熊が出没するということでございまして、あまりにも住宅地、住宅に密接した場合に置くと、例えば洗濯を干すときとかに出てきたときに遭遇するという場合もあるでしょうから、場所を、今猟友会の方々と選定をしながら準備を図っているという段階でございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 沢山では、前もごみ出し等の近くで、確か1人被害に遭ったという記憶がありますけれども、そのときはどのような対応をしましたか。記憶ないですか。

あと、やっぱり、熊の餌になるようなものを置かない、あるいはごみ出しをきちんと合わせて、いつだり出さないようにするという、そういう町民に対しても指導、あるいはマナーみたいなものを勧告する必要があると思うんですけれども、その辺の考え。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

ごみがどうのこうのというような、確かに問題がございます。そこの論点というよりは、住民の方々の熊に対する意識というものを、やはり啓発する必要性が町としてはあるかなとは思っています。今回の吉里吉里地区におきましても、飼っている鳥を餌にするために熊が来たとか、あとは餌になるようなものが周辺にあったとかということでございますので、地区と連携しまして、餌になるようなものを周辺に置かないというような住民に対する啓発も同時に行ってまいります。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 沢山の熊についてお尋ねいたします。

わなの仕掛ける場所を探しているということですよね。大体、熊の通り道というか、 そういうのは、熊のほうでちゃんと人を見て、どこを通るかというのが分かりますし、 その辺はその熊の足跡とか、あと通り道になりそうな場所というのをしっかり見極めて いただきたいと思います。ハンターの人たちは、結構そういうのはよく覚えていると思 いますので。それで、やはり、今のところ人的被害がないのであれば、人里に来るのは、 やっぱり捕獲して、そしてスプレーをかけて山に放すという、そういう対応をしたらど うかなと思います。

それで、私、ここで取り上げたのは、鹿の問題、熊の問題でもありますけれども、鹿が山の食べ物をすっかり食べつくして、熊の餌も少なくなった状況で、そういうことで人里に出てくる、それから、山に入る人たちの弁当殻とか、ジュース缶とか、そういうものを散見することがありますので、それによって熊が人の食べ物とか匂いを記憶してしまう。そういう状況もあります。それで、熊は本来森にいるべきもの、森の神様とまで言われる、森にいるべきものがこのように人里にどんどん出てくるということ自体、いろいろな自然環境に変化があるということも、人間のほうもしっかり認識していかなければならないと思います。秋田県では、鹿のほうでしたけれども、被害がほとんどないということで、鹿のほうの被害は、調査したところ、林野庁の中では、70%以上が鹿の被害、いろいろな被害を調査してありますけれども、鹿、熊、それからイノシシ、ウ

サギ、カモシカ、猿等ありますけれども、鹿の被害は73%報告があります。林野庁の報告です。そういうことで、まず、森の適正な自然環境と、そういうものを考えていくということです。

それで、まず秋田が少ないというのは、豪雪地帯であって、鹿が冬場動けないというか、餌も少なく、そういうところでありますし、最近地球温暖化が言われているので、雪の降る量も少なくなってきた。それで、かつては、12月に降った雪は春先まで解けない根雪と言ったんですけれども、今はほとんどそういうことがなくなった。3日もすればほとんど雪が見えなくなるような状態であります。うちの近く、私もずっと60年山に住んでいますけれども、そういう自然環境の変化。ですから、熊が出てきたから、すぐ捕殺するということよりも、熊の生息域をきちんと適切に管理していくというのも、これから人間の仕事ではないかと思ってここに取り上げたわけでございます。

それで、今沢山の熊、行ったり来たりですみません、捕獲ということですけれども、 当町には、捕獲する器具はいかほどあるんですか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) それは、わなということでしょうか。わなは3基 ほど用意してございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) それから、ハンターを捕獲従事者として指定しているということ なんですけれども、当町の指定した方は何名ぐらいいらっしゃいますか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) これは、熊のという、経験者ということですね。 これは、7名でございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) それでは、猟友会等、銃を持っている方は何名ぐらいですか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 37名でございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 実は、鹿、熊とありますけれども、時々、鹿よけの網に引っかかったりする場合があるんです。それで、知り合いとか鉄砲を持っている人に連絡したりしますけれども、なかなか仕事を持っていたりとか、すぐには来てもらえないときもあ

ります。それで、もう少し指定する狩猟の方の数を増やすことはできないでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 町長の答弁にあるように、確かに、実は令和3年度中にハンターが10名ほど増えました。これもジビエの興味からというか、ジビエを推進している観点から、猟銃の免許等を取得したという経緯がございます。ただ、先ほど町長の答弁でも申しましたとおり、経験者、やはりある程度山に入っているとか、場面場面をやはり経験しているという経験則がやっぱり必要ではないかと考えてございます。もちろん、ある程度の猟友会の中で、この方がいいんじゃないかということであれば、数はある程度増やしてはいきたいとは思っていますが、誰彼増やせばいいかという問題でもないと思いますので、そこら辺を猟友会の皆様とお話した上で対応してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) この指定の方は、特別な報酬とか、そういうことがあるんですか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 特にございません。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) まず、わなにかかった鹿、熊等なんですけれども、これ、そのままではなかなかどうしようもないので、鉄砲などで撃ったりしますけれども、その中で、どうしても、やっぱりすぐに駆けつけてもらわないと大変だという部分もありますけれども、それで、銃の資格、免許を取るに当たっても、いろいろな勉強をしたり様々やっているわけですので、それで、特別にそういう人だけというか、もうちょっと数は増やせると思うんですが、その辺の検討はどうでしょう。もう一度お尋ねします。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 先ほど申しましたとおり、ちょっと近隣市町村の 状況をつぶさに全部把握しているわけではございませんが、今回10名増えたハンターで ございますが、40代までが9名、50代以上が1名で、若い層の方々がやはり鳥獣被害対 策について興味を持っておられるということがございます。町民の皆様をはじめ、鳥獣 被害対策が私たちの町にとって、単に鹿の駆除だけではなく、住民の鬼気迫る熊の状況 もございますので、熊の対策も含めまして鳥獣被害の啓蒙活動を図りながらハンターの 募集を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 私、あと岩手県と大槌町の猟というか鳥獣被害に対するハンター に対する手当なんですけれども、猟期の時期は当町のほうから補助金が出るんでしたか。 それと、猟期と、それから猟期でないときの有害鳥獣、獣に対しては県のほうという、 そういう対応別々になっているように聞いたんですけれども、その辺ちょっとお聞きし たいんですが。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 猟期を問わず、先ほど町長が説明したとおり、報酬については1万2,000円と、それからジビエ利用であれば1万6,000円ということでございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) そうですか。はい、分かりました。県のほうでもありましたけれども、ハンターのほうから聞いたところであれば、県のほうの基準というかいろいろなあれが厳しいということで、それで、あまり県のほうには登録はしていないという、そういう話も聞きましたんですけれども、当町のほうでちゃんとした報奨、それがずっと全期間にわたって、1年間にわたって補助金が出るというのであれば、それでしっかり害獣対策をしていただきたいと思います。

それで、沢山のほうに戻りますけれども、やはりここは子供たちがいるということで、早くその対策をしていかなければならないと思います。それで、熊がそこに入ってしまって、それから、北側には三陸道があります。フェンスがあります。なかなか抜け出せないという、そういう状況も考えられますので、入ってしまって、子供と一緒にいるという熊の態勢、これは早く解決してほしいと思います。いかがですか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

何もしていないというわけではございません。日々、猟友会の方々と、熊の通り道であったり、痕跡があって、かつ近隣住民の皆さんにわなを仕掛けたことによる影響がないようなエリアを選定したいというふうに考えてございます。町長の行政報告でも申し述べましたが、6月2日に、釜石警察署のほうに町長、それから沢山地区、吉里吉里地区の自治会、それから芳賀潤副議長、菊池忠彦議員と一緒に、要望活動を行ってまいりました。それは、私ども役場だけではなく、猟友会だけではなく、やはり警察署も一緒

になって、パトロールであったり住民啓発であったりなどを、一緒に体制を取りながら 進めていきましょうというような要望の活動も行ってございます。今後につきましても、 町内自治会挙げて、熊の被害対策には取り組んでまいりたいというふうに考えてござい ます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) よろしくお願いします。まずは猟友会の方々、あるいはそういう中での自然をよく知っている方、熊がそこにいるということは、熊の餌になるものが何かしらある可能性もあるし、あるいは囲まれて出られない、そういう状況もあります。その辺を猟友会としっかり検討して、とにかく子供たちの部分、学校、その周辺には十分な注意を払っていただきたいと思います。

では、次に文化財についてお尋ねいたします。

文化財ということで御答弁をいただきました。それで、ちょっと確認したいんですが、 ここに答弁書ということで書いていただきましたけれども、これは、教育委員会、ある いは当局の見識、認識ということでよろしいですか、確認します。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) 阿部俊作議員の質問にお答えします。 この答弁につきましては、教育委員会、あと当局というような回答でございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 分かりました。ここに書いてあることは、当局あるいは教育委員会の見解ということで間違いないですね。分かりました。実は、この最初の文面は、ブリタニカ国際大百科事典小項目辞典文化財の解説という部分の文章がそっくり載っていると思うので、それはそれでいいです。それをあとで変えることのないように、こういうことで答弁されたということを私は認識したいと思います。

そこで、なぜこういうことを言いますかといいますと、この中に無形文化財、それから民族文化財とありますけれども、その中に、衣食住、信仰、年中行事等に関する民族文化財、ここの信仰というのは、これは、今まで私はいろいろな仏像とかそういう宗教的なものがあるのに、全然それを文化財と認識してこなかったんです。そういうことで、例えば、お経の文句が書いてあったおしゃっちにあった石は、元に戻すのにえらい時間を要しました。そして、先の答弁では手が付けられないとか、もともとあった場所に戻せないようなことを言っていましたので、いまだ石碑が戻らないのはそういうことかな

と、そういう思いもありましたけれども、ここの答弁でちゃんとして戻すということだ と思います。

それで、協議を進めている石碑のことですけれども、元に戻すような協議を進めている、私は文化財に関して、まちづくりでも10年間しゃべってきたんです。この協議の進捗、どのようなものでしょう。現在どのような話合いがなされて、どのようにしようとしているかお尋ねしたいのですが。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

震災後10年、11年経過しているわけなんですけれども、現在は須賀町にございます宝篋印塔、こちらのほうでいきますと、元所有して、元設置していた関係者の方と意向のほうを確認しております。あと、須賀町にあったもう一つのおしゃっちの説明版については戻してあるんですけれども、実際にお寺さんのほうにあった分については、意向を確認しているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) なかなか進まない、それほど難しいものかなということです。これは、間違いなく戻すということは聞いていましたけれども、予定はまだ立っていませんか。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

実際に所有者が判明しているものにつきましてもそうなんですけれども、判明していないものとかにつきましては、関係者とかいろいろなそういう方の協議、実際に戻す場所とかいろいろな部分の協議がちょっとありますので、こちらのほうにはもう少しお時間いただくということで、いつまでというところの分についてはちょっと今お答えすることはできません。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 石碑には施主の名前があったりなかったりしております。それから、上げる場合に集落等のいろいろな講、講って分かりますよね、人が集まって、その人たちの名前があったりします。それに所有者を探すというのは無理でしょう。江戸時代の石碑だし、それがどこにあったか。これ、元にあった場所に普通に返していいんじゃないか、その地域の人たちに話しして、と私は思うんですが。所有者を、確かに、こ

れはここにあったものだという、そういう人もあるかもしれませんけれども、そういう 方はすぐできても、それ以外のほうは、すぐ戻しても特に問題はないと思うんですがい かがですか。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

阿部俊作議員がおっしゃるとおり、所有者が分からない、探すのは難しいという件も ありますし、あとは、所有者が分かっていても、実際に今後管理される方、こちらの方 との協議というのに時間を要するのではないかというふうに感じております。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) まず、私は、どこにあったかというのは分かりますよね、その石 碑は。いかがですか。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

ある程度は流される前どこにあってというところが判明しているのもありますし、あ と、惣川のほうにある分についていますお墓の石とか、そういったものの中に混じって いるということはありますので、それはちょっとどこにあったかというのは、特定はで きない部分の石碑もありますけれども、大多数の分につきましては、この辺にあったと いう、いろいろなことは分かっているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) この石碑の調査というか、どこにあったかというのは、特別担当、 生涯学習だけでやっているんですか。調べたり、場所とかそういうのは。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

この分につきましては、原因が震災ということでございまして、町の復興事業のほうを担ってきた、もともと復興局ですけれども、今は地域整備課というところでいろいろ調べていただいた分を、生涯学習課のほうで情報を共有しながら進めているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 復興予算で本当はすぐできるものと私は思っていましたけれども なかなか進まないということで、また当町には調査員という方もいないんです。県の文

化財ではありますけれども。それで、募集したということですけれども、なかなか採用 には至らなかったということですけれども、その辺はどういう事情ですか。

- ○議長(小松則明君) 募集に至らなかったということ。
- ○8番(阿部俊作君) もし答えるによかったらば。
- ○議長(小松則明君) できますか。副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 単純に申しますと、今回の文化財に関する専門員の募集をしましたんですが、当町が目指す、今ここに書いて町長が御回答申し上げましたとおり、文化財の今後の在り方をどうするかということを中心にマネジメントできる方ということで募集はいたしましたけれども、残念ながら応募をされた方が、埋蔵文化が中心のスキルを持った方でございまして、だから埋蔵文化も含めてではございますが、当町の意識としては全体の文化財、今議員おっしゃるような、将来的にどういう文化財を管理して町の文化財としていくのかという広い視野を持ったマネジメント力を有する人というふうに想定しておりましたので、そこでのアンマッチがあったということでございます。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 私は、震災後すぐの議会におきまして、この町の歴史というのを一般質問で言いました。この町は歴史、過去があって現在があって、そして未来をどうするかという、まちづくりの根本として歴史を見てほしい、その歴史を知ることによって、これから自分の立ち位置が分かるし、未来をどうするか、過去の人たち、先代の人たちがいろいろな祈りを捧げたり、様々な町をつくってきたわけなんです。私たちはそれを見ながら新しい町をつくり、さらに私たち、先代の人たちの思いも伝えながら私たちの思いも伝えることが大事ではないか、まちづくりの基本として考えるべきということでお話ししました。これは、やっぱり歴史とかそういうものを、ただ好きとかじゃなく、全体、この町は何で、どうして、というふうなものの見方、考え方をしていかないと、なかなか古いものは不要なものとなってしまいます。ただ、古いものの中にすごく価値のあるものもあります。その石碑の中でも、超有名な人が書いた石碑もあります。まだそれが元に戻っていませんけれども。そういうものを見て、そして感じて伝える、これがまちづくりの基本として言ってきました。

それで、文化財保護審議会とともに連携しながらということですけれども、文化財、 町の文化財審議会委員、私も経験しましたけれども、なりかけは全然何も知らない、と にかく頼まれた、じゃあやりましょうかという形で始めましたんですけれども、その間 にいろいろな研修がありました。そういうことを見ながら、そうなんだということが出 てくるんです。それを感じて、すごいものがこの町にはあったんだなと思って、ずっと それから言うようにしてきたんです。その研修、文化財の審議会委員じゃなく、町民の 皆様にもしっかり文化財のよさを、先代の人たちがどういう思いでこういう物をつくっ たかというのを分かってほしいし、それを分かることによって、町の雰囲気であり町に 対する愛というか、そういう町を愛する気持ち、そういうのがどんどん、どんどん広が ってくるような気がします。私が文化財の審議会の委員になる前は、もうこんなところ にいたくないというような状況で、何をしたらいいかという、そういう思いでしたけれ ども、もううち、これは捨てられない、金沢は金が取れる、それだけでも、えーと思っ て調べたらば、どんどんいろいろなものがあります。まだ残っています、そういう遺跡 が。これを生かしたらば、ほかにないものですよ、ほかのまねをするんじゃなく、この 町独自のものが、それで生活環境できるぐらいのものがあります。私自身も議員になっ てからあちこち見てきましたけれども、すごいです。岐阜県。京都も世界的に有名なん ですけれども。本当にこの町よりも小さい、えっと思って、道路も狭くて観光客がいっ ぱい、だからもう肩を横にして通行するような状況の混み合いの中で、すごい町だなと 思いました。それが歴史を大事にして、この町はこういう町だという、自信と誇りをす ごくひしひしと感じるような町でした。これを見たらば大槌も絶対そうなるし、もっと もっと発展する要素がここにあるなと思って、ずっと言ってきております。

その文化財の審議会の研修、今まではどのような状況だったのでしょう。

- ○議長(小松則明君) 研修について。できますか。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

実際に私聞かれて、ちょっと研修というのはしていないんですけれども、もともと歴史とかそういう文化、それから知見とか経験豊富な方々にお願いしているというところもございますので、ただ、さらにスキルアップというところで研修制度というものがもしあるのであれば、そちらのほう今後ちょっと進めたいというふうに思います。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 特別な研修制度というのを私のときは審議会にはありませんでしたけれども、まずは、いろいろなものに触れてみるということで、先進地を視察しました。そして、そこでどういう扱いをしているか、そして、そのいわれ、ただ見るんじゃなく、なぜここにあるのか、誰がつくったのか、どういう思いでつくったのかというの

を全部説明しています。そう思うと、もう深くものが見えるんです。観光といっても、 ただ見るだけでは観光にはならないし、この町に来て、景色がいいから観光だ、それは 地元の人たちはそう思うかもしれないけれども、そこに見て感じるもの、あるいは学習 するもの、そういうものが大槌町にはあるんです。それをアピールすることが大事だと 思うんですが、その辺教育長、どう思いますか。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(松橋文明君) 阿部議員の御質問にお答えします。

確かに、文化財を大切にしながら町の今後に生かしていくという、それから集客という、集客という言い方は変ですけれども、そういったものにつなげるというのは非常に大事なことだろうというふうには思ってございます。文化財の保護審議会ということで、専門的な知識を持った方々とも情報共有しながら、今お話しになられたように研修、それから、広い意味で言うと町の文化財を説明できる人の育成とか、そういったボランティアの育成とか、そういったのも図る必要があるのではないかというふうには感じてはございます。いずれにせよ、これからというところではございますが、そういったものに目を向けながら、さらに文化財というものを考えてまいる必要があるかなというふうに感じております。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 文化財もなかなか難しいものですし、また専門的知識って、それはいろいろ勉強してきた人もあると思うし、ただ、最初から先生はいない、私土木会社に行ったときに言われました。もう何をしたらいいか分からない状況。でも、そこでまた学んだり、あるいは教えられたりという部分があって、ある程度様々仕事もできるようになってきたんです。町民の皆様にも、文化財のすばらしさ、そういうものをアピールする必要があると思います。これを率先してやるのが教育委員会の仕事かなとずっと思っておりました。それに対して、町のほうでもちゃんと資金なりそういう財政手当をするとか、その辺もしっかり考えていただきたいと思います。

それで、先ほど、仏像の調査がありまして、鎌倉時代の仏像が当町にあるということで調べていて、私のところにも連絡が来ました。教育委員会さんにも連絡したということなんですけれども、なかなか都合がつかなかったようで参加できなかったようなんですけれども、できる限り民間の中でやってはいますけれども、そういう声がかかったら見ていただけませんか。いかがですか。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

ちょっと前もってその日に実施しますという連絡のほうは来ていたんですけれども、 ちょっと私のほうでも所用がございまして参加できなかったんですけれども、その分に つきましては、あとで確認したいというふうに考えております。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) この鎌倉時代の仏像の調査に当たりまして、私も行ったとき、近くで見ることがないので見せていただきました。すごいです。何というか、仏像の目、普段はそう感じないんですけれども、そこの目で見て、伏し目がちな目のその先に自分の目を置いたら、体が震えるほどのすごい生きていると。これが本当の美術、芸術。仏像って、それを見るのもありますけれども、すごい、生きている、そんな仏像です。そして、その調査に当たっているのは、これは、当町で本来は指定申請するべきものということで教育委員会にも呼びかけしたそうなんですけれども、現在県の教育委員会と話をして、県指定にしたいという、そういう方向での調査だそうです。当町でのお考えはいかがでしょうか。町をはねてそういうつもりではないよということは言っていました。いかがですか。
- ○議長(小松則明君) 当局、指定に関してですよ。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

文化財の指定ということになります。町も、県もそうなんですけれども、実際に所有されている、管理されている方の意向、文化財にしていただきたいというところも当然必要になってきます。その辺の確認もありますし、あと、町とすれば、やはり歴史的な、文化的な、非常に貴重なものというところであれば、そちらの分についても調査というか確認ということを進めたいというふうに思っております。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) まだまだ大槌町にはあります。そういうもの。

それで、専門員が来て調査をすれば大層いいと思います。ですが、見てこういうものがあるというようなものを調査して集めて、それから専門に調査委託、専門的な検討は委託という方法でもいいんです。とりあえずは、この町にあるものを早く調査すべき、見て歩く、これは何だという形で、そして、そこにある、あるいは個人のものであっても、どういういわれがあるかを聞き取ったり、それを踏まえながら、そのものを検討加

える、文化財指定、そういうものを集めたら、この町には宝物がいっぱいあると思いますけれども、こういう方法いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(阿部慈郎君) お答えします。

阿部俊作議員がおっしゃられたとおり、早くというところございます。あと、専門の 方について委託という方法もございますけれども、先ほどちょっとお話出ましたけれど も、やはり町に文化財の専門員という方を、その部分、一つの部分ではなくて、町の文 化財を進める上で、全体を進める上で、本来であれば専門員、委託ではなくて職員を中 心に進めていければというふうに思っております。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) まず、何があるかをちゃんと調査するということです。それから、町内にも古文書を読んだり、それから埋蔵文化財に興味を持ったり、そういう方々もいるわけです。それから、文化財保護審議会委員の皆様も歴史、それから文化財についての思い入れとか様々なことがあって委員になっていると思いますので、そういう方々たちも調べて歩くというのはいかがでしょう。
- ○議長(小松則明君) 質問。
- ○8番(阿部俊作君) 質問ですよ。文化財審議会委員をはじめとして、あるいは担当部 署が生涯学習1人だけでやるのも大変です。専門にある程度の窓口というような形で、この町、あるいは、町としても観光にもつながるし、それからいろいろな交流にもなる わけです。その辺町長、どうでしょう。その窓口になるような人材を、文化財に関して 誰か決めて置くというのは。生涯学習課長はもう忙しそうでなかなかあれなんですけれ ども。
- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 先ほども申しましたとおり、専門員を置くということでの考えは ございます。先ほど副町長が答弁したとおり、採用しようと思ったんですが、適材を得 ない、選べなかったことがございますが、今年度についても、やはりそういう形で広く そういう方々を募集していきたいと思いますので、ぜひ職員が自ら町内の状況を把握し ながら、議員おっしゃるとおり、過去の大槌町、歴史を知りながら未来につなげていく という取組をしてまいりたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。

- ○8番(阿部俊作君) 町民の皆様にも、この町にすごいものがあるんだということを知らせておきたいと、私もそういう面では知らせたいと思います。私にでき得る限りは。それをまた観光であり、コミュニティーであり、いろいろなものに使える、そういうことで、皆さんにしっかり認識していただきたいと思います。大槌町は、金沢、小鎚、川が2つありますけれども、その川筋で全然歴史が、全然じゃないですけれども、取れる、金沢川は金、小鎚川は鉄という、それが古い昔からの歴史があるわけです。それを掘り起こすだけでもほかにはないすごい町の財産と私は考えますが、いかがですか、町長。
- ○議長(小松則明君) いや、これは町長ではなく……、町長。
- ○町長(平野公三君) 阿部議員からは歴史文化というのを、大切さをお話しされています。定例会そのものについてもそういう質問ございますので、しっかりと人材、役場の中の体制もそうですし、これは町長部局だけではなくて、主体となる教育委員会部局ともしっかりと連携取りながら、歴史文化を活用した地域づくり、活性化というのは図っていく必要があるだろうと、こう思っております。
- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 分かりました。行政としてのまちづくりの根本ということで、町 長がそういうふうに今お答えいただきましたので、これ以上、私も特には言いませんけ れども、また時間を見て話しします。

それで、金沢、小鎚、今年、長井方面を、こういう文化財がいっぱいあるので、そこに目を向ければ、そっちのほうの活性化も図られる、そういうことです。その辺にも目を向けていただきたいと思いまして、私は質問をここで終わります。

○議長(小松則明君) 阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

 休
 憩
 午前10時55分

 再
 開
 午前11時05分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) 新風会の芳賀 潤です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

先日、6月5日には、3年ぶりに大槌町消防団消防演習が行われました。ありがとう

ございます。3年ぶりということもあり、また、団員の減少ということもあり、内容も一部変更しながら、また、各分団においては、長いところだと3週間に及ぶ訓練をして当日に臨んだところもあります。日頃より地域の安心と安全のため、御尽力いただいている団員、またはそれを支える家族、あと関係機関の皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告書に基づきながら質問させていただきます。

1点目です。地域支援の今後の在り方について。先の合同常任委員会で説明のあった、 元気なふるさと応援センター事業を含めた地域支援の在り方について、次の点について お伺いいたします。

まず1点目、まず、整理しておかなければならない点について、町社協の選定理由について、生活支援相談員事業、これは県社協の委託事業でありますが、それを通じて、地域支援、地域コミュニティー支援の実績を有しているとの説明でしたが、そのことを考えると、本事業については、本来の社協の事業のように思えますが、当局の見解を伺います。

2点目であります。事業の財源が国の集落支援員制度による特別交付税措置の対象と のことですが、事業の負担割合、国、県、町とその内容についてお伺いいたします。

3点目です。自治会組織がない地域への支援と、地域活性化に向けた取組、地域の自治会、町内会活動を精力的に頑張っている地域への支援策の違いについて伺います。

4点目、高齢化が進む中、近い将来、自治会、町内会活動の継続が困難になる地域が 予想されますが、そのことについて今後の町の関与の在り方についてお伺いいたします。 大きな2点目であります。新型コロナウイルス感染症についてであります。

最近では、ワクチンの効果か、発症件数に対する重篤となる患者が少なくなっていると思います。また、マスクの着用の是非、移動制限撤廃などが議論されていますが、いまだに指定感染症であることには変わりなく、自宅待機期間など多くの制限がそこには存在をしております。福祉分野の事業については、集団感染を防止するために様々な手段、例えばサービスの利用制限、職員の自宅待機などを講じておりますが、自主的なものという解釈なのか、そのようなものに対する支援策がないのが現状であります。いわゆるインフルエンザ等などと同様に取り扱いしてほしいとの関係者の声も聞かれますし、指定感染症であるがゆえ、その関係費用が国費で賄われているという実態があります。今後については、国の決定によることとは承知していますが、町としてどのように考え

ているのか伺います。

大きな3点目です。有害駆除、熊、鹿などについてであります。

連日のように熊の出没情報が放送され、物的被害が報道され、他の市町村では人的被害が報告されております。この通告をした時点で当町での人的被害がまだ発生する前でしたので、このような表現になっております。有害駆除については、様々な法律があり、対応されていることは承知していますし、手をこまねいているだけではないことも承知していますが、住民からすれば、どうにかならないものか、これで人的被害が発生したら、その責任の所在はどこなのかなどなど、様々な住民との話をしているところでもあります。昨年に続き、今年も町民の人的被害があり、住民の不安は募るばかりです。この状況について今後の対応策について伺います。

大きな4点目です。町内の街路灯設置及び維持管理の方針について。

住民から見ますと、いわゆる防犯灯も街路灯も同じように解釈しているのが現実で、 自治会を通じて、要望もそれに関するものも、依然として多いのが現状と認識していま す。今回、その窓口を一本化することは、大変よいことと認識しておりますし、申請か ら最終評価までの期限についても説明されたことについても、要望を棚上げにするので はなく、しっかり回答していくという点ではよいことだと思っております。

説明では、設置、修繕費用については町の負担で、電気料金の負担は、いわゆる防犯 灯分は自治会等申請者とのことですが、電気料金について自治会などが負担するのであ れば、道路街路灯は設置するのかをお伺いいたします。

以上、大きく4点について質問します。よろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) 維持の方針。(不規則発言あり)
- ○13番(芳賀 潤君) 失礼しました。また、以前の街路灯の設置については、東北電力から寄贈された灯具が充てられていると認識しております。地域等からの要望があった際には現地調査を行い、街路灯が設置できる電柱があることが設置の条件だったと承知しておりました。しかし、先日の常任委員会では、設置基準や地理的、電柱の有無的なものや優先順位等の評価指標に関する説明がありませんでした。今後は設置を希望する場所に電柱がなかった場合でも町が柱も設置してくれるという解釈でよろしいか伺います。このままでは、何をもって評価するのか、特にも設置不可となった場合に、申請者に対し納得してもらえる説明ができるのか疑問です。街路灯の設置に係る設置基準と評価指標について伺います。失礼しました。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地域支援の在り方、今後の在り方についてお答えをいたします。

生活支援相談員事業は、東日本大震災津波被災からの個人の課題解決とともに地域に おける住民のつながりの再構築であり、大槌町社会福祉協議会は、サロン活動や自治会 の形成支援等の地域支援を行ってまいりました。元気なふるさと応援センター事業は、 地域コミュニティーの再構築から活性化の促進へと将来を見据えた支援方針を新たにし た事業であることから、町が国の支援制度を活用し、大槌町社会福祉協議会と連携し、 取り組んでまいりました。

次に、国の集落支援員制度による特別交付税措置についてですが、これは、総務省で 定めております過疎地域等における集落対策の推進要綱に基づくもので、過疎地域等の 集落が抱える課題に対して、地方自治体が要綱に定められた集落支援員を活用して対策 を講じる場合、支援員1人当たり445万円を上限として特別交付税措置を講ずるとされ ており、この上限額の範囲内であれば、全額国の負担ということになります。

次に、自治会町内会がある地域に対する支援につきましては、各種補助金制度の活用 を積極的に御案内し、申請手続等の支援と併せ、地域の自発的な企画事業の実施に向け た支援を行っております。自治会町内会がない地域へは、地域住民が感じている身近な 地域課題解決に向けての働きかけや、自治会町内会設立に向けた相談に応じるなどの支 援を行っております。

次に、今後の自治会活動に対する町の関与の在り方についてお答えをいたします。町では、これまでも地域の実情把握に努め、それぞれの地域に応じた様々な支援を行ってきており、この支援策を継続するとともに、今後は、さらに町内で活動している地域支援活動団体との協働による地域への支援を行うなど、地域資源を活用した支援も行ってまいります。一方で、少子高齢、人口減少といった社会的傾向を見据えた場合、将来の地域環境に即した新たな地域組織の在り方、支援の在り方について、町民の方々の御意見をいただきながら検討し、長期的に取り組む必要があると認識をするところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、国においてもワクチンの4回目接種を決定するなど、 いまだ大きな脅威と捉えており、県及び町においても接種開始に向け準備を進めている ところであります。一方、ワクチン接種が進み、感染時の症状が軽症化することなどの 状況から、マスクを着用する条件の緩和や、移動、施設利用の制限の撤廃などが議論さ れており、感染予防対策の実施は個人の認識による取組に重点が置かれつつあるものと 推察するところであります。

このことから、町民の皆様においては、身体的、心理的な負担は、昨年、一昨年と比較しますと幾分和らいだ感覚を抱いている方も増えているのではないかと感じているところであります。このような状況から、現在は、まさにウイルス共存の過渡期であろうと考えられます。

現在、新型コロナウイルス感染症の分類について様々な意見が出されるところでありますが、抗体価を保持するためにワクチンを継続的に接種し続けなければならず、かつ、専用の治療薬が安定的に供給されていない状況下で決定することは時期尚早と考えます。 経済活動がこれまでと同様に制限なく展開していき、町民の皆様が様々な不安や不便を感じることなく生活が営める状況が到来するまでは、国における救援、支援を継続していくべきと考えているところであります。

次に、有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

有害鳥獣対策における町の役割は、鳥獣被害防止特措法において、国または地方公共団体は、国民の生命または身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及とその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められており、町では、猟友会をはじめ関係機関と連携し、対策を実施しております。町の有害鳥獣対策における対応としては、防災無線による注意喚起、パトロールや花火などによる追い払い、やぶの除去、熊の出没が頻発する場合は、岩手県から許可を受け捕獲、駆除を実施しております。現在、熊への対策について一番の課題は、住宅地に出没した熊の捕獲、駆除であります。ハンターによる銃の使用は、例え危険が差し迫る熊の駆除であっても、住宅地や夜間など法律により使用の制限があります。また、親子熊の場合は、わなの設置などについては親熊の危険性を十分に検討した上で設置する必要があります。。

今後の対応としては、第一に、町民の皆様に広報などを通じて改めて住宅付近での餌となるようなものを置かない、地区内のやぶの刈払いなど、私たちの生活エリアに熊を寄せ付けないための啓発活動を行います。第二に、猟友会、警察と連携し、パトロールを行うとともに、適切に捕獲、駆除を行ってまいります。

次に、街路灯設置及び維持管理の方針についてお答えをいたします。

御指摘の、自治会等申請者による道路街路灯の設置については、基本的な考え方として、町道を照らす目的の道路街路灯は道路管理者の責務と捉え、町で設置を判断する施設と考えており、国道や県道については、国や県の道路管理者が判断するものと考えております。しかしながら、県道や国道でも、徒歩による指定通学路など歩行者の通行量が多い箇所は、歩行空間の安全性向上を図るため、設置に向けて道路管理者である国や県と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、街路灯の設置基準と評価指標についてお答えをいたします。

現在整理している新たな街路灯の設置基準及び維持管理の方針は、現在の大槌町防犯灯設置及び維持管理要綱との整合を図るため、防犯灯の設置は要綱のとおりに共架できる電柱等があることが必要と考えております。また、設置基準には、現状の公共性や公益性を客観的に評価するため、通行量、道路形状、周辺環境など、総合的に評価してまいりたいと考えております。例えば、通行量の評価では、申請箇所の周辺において、住宅の利用状況などから通行量を推測していく方法や、犯罪防止に係る防犯対策が必要な箇所なのか、または徒歩による通学路で、学校が指定している道路であるかなど、総合的に判断してまいりたいと考えております。なお、街路灯設置及び維持管理に関する詳細については、引き続き制度を取りまとめてまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) それでは、通告書の順番に再質問をさせていただきます。

まず、確認をさせてください。合同常任委員会で説明のあった、この元気なふるさと 応援センター事業を、社協さんをやめて別なところにやりたいと、その理由は、社協さんで人員が集まらなかったからだというふうに伺いましたが、そのときの、何で町の社協を選定したのかという理由が、生活支援員相談事業、県社協の委託事業を通じて東日本大震災津波からの支援、これがこの事業であったというふうな答弁ですけれども、そもそもの社協の業務について、この生活支援相談員事業というのが、今3.11からついた名前であって、もともと社協が持っている高齢者の見守り事業だとかというのは、世帯訪問だとかというのは、そもそも社協さんの事業の中にあったんではないかというふうに解釈していますが、いかがですか。

- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 確かに、生活支援相談員、大槌町の社会福祉

協議会さんで取り組んでいる事業については、生活支援相談員事業そのものが、やっぱり被災後の個別支援、そして、地域支援ということを中心に、被災後の地域コミュニティーの形成というところを目的としているもので、それ以前の、そもそもはどうだったのかということになりますと、やはり社会福祉協議会そのものは、地域福祉の活動拠点ということで、生活困窮者への支援であるとか、自立支援、あるいはまた介護ステーション等の実質的な働きというか、そういったものを中心に活動されていたという団体であると認識してございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 3.11以降については、確かに復興の補助金とかいろいろなものがあったから協働なんですけれども、福祉サイド、福祉課長、福祉サイドの視点から社協の本来の在り方、今出た弱者救済だとか高齢者見守りだとか様々なものが議論されましたけれども、その点について、社協の本来の事業であるという認識はありますか。
- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

今協働の課長もおっしゃいましたとおり、大槌町の社会福祉協議会は、全体的に俗に 社協という組織におきましては、やっぱりその地域福祉の確立、醸成に向けた形の取組 を主として行うものでありますので、大きいくくりの中でいけば、これが生活支援相談 員等の業務においても社協の業務の中の1つの中にはくくられるものではないかという ふうに認識はしております。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) そうだと思うんです。本来、社協が地域福祉の担い手、支え手であるので、本来やってきたんだけれども、3.11があったがために被災して仮設に住んだりということで国が補助を厚くして、そこで人員を増大してきたので、この生活相談員事業というものの補助をもらいながらスタッフを大きく抱えてサポートに入ったというようなことですよね。だから、本来の社協の業務であることは間違いないんです。この相談員事業がそろそろ終わるのではないかという話がありますが、その点についていかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

生活支援相談員につきましては、元は阪神淡路大震災において、やはり被災者の救済、

仮設住宅等での生活における被災された方の心のケア等々、これから生活再建に向けた相談、あるいはサービスにつなげるというふうなのを行うということで、生活福祉資金貸付金事業の基金の一部を充当した形で支援員さんを置くというふうな形でありました。これは、復興創生の第1期で、本来であれば、要は、令和2年度で終了する予定でありましたが、やはり、この東日本大震災の被害がまだ大きいということで、やっぱりその地域の復興が、まだ復興途上であるということから、第2期の、令和3年から令和7年度の期間においてもこの事業が継続されるということで今進められているところであります。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 令和7年度をもって終わる方向性であるということでよろしいですか。
- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) それにつきましては、今後被災地との復興の状況等を 勘案しながら、国のほうでも今後どのような形で支援していくかというのは、これから 定められていくことと推察いたしますが、現状としては第2期の期間中ということで示 されております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 先にもう話してしまいますけれども、この生活支援相談員事業が終わるのではないかということで、でも、やはり見守りサポート体制はしていかなくちゃいけないし、地域支援をやめられないんだという町の課題があるといったときに、集落支援員制度というのがあるので、それと成り代わるようなものを考えて今のつくりにしたのではないかというふうに思っていたんです。なので、この質問にしたんです。だから、本来地域福祉の担い手である社協さんにきちっと事業をしてもらって、ただ、補助金が厚い部分があったんだけれども、それが終わろうとしているけれども、集落支援員でまたそれをもらってきてやるのかなということをイメージして、このつくりを、大槌町が自分で定めた元気なふるさと応援センター事業というものをやったのかなというふうに私は推察していましたが、そのことについてはどうですか。どちらでもいいですけれども。
- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 生活支援相談員制度がそういう状況にあると

いうことでございます。それはそのとおりなんですけれども、それを見据えた上で、元気なふるさと応援センターというものを令和3年度から立ち上げ、そして、そこに集落支援員制度を活用したということではなくて、どちらかというと、生活支援相談員制度というのは、先ほど言ったとおり、福祉活動の拠点の社会福祉協議会として、個別支援と併せて地域支援を行っているという、団体としてのメリットを生かして、ふるさと応援センターは、やっぱり人口減少なりそういった地域課題、地域そのものに対する課題に対して、じゃあどう取り組もうかという趣旨から、そういった実施主体と、実施主体は町ですけれども、委託先としてはそういった経験がありスキルを持つ社会福祉協議会というところを委託先として、協働で進めるという趣旨に基づくものでございました。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) この問題については同僚議員も質問していた問題なんですけれども、いずれ、最初に社協さんに委託をして、地域の担い、支えなので、まさしくその団体だろうという前提で委託をした、ところがやはり人員が確保できないとか昨日もいろいろありました。私も調べたところ、4名体制で総合的に計画していたんだけれども、4名がそろわない、2名程度しかそろわないのでという答弁もあります。しかしながら、やはり昨日も同僚議員言っていましたけれども、2名であっても、やるところはやっていきながら、あとで補充ができてもよかったのではないかという思いがありますがいかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 進め方の一つとしては、それも御意見としてあろうかと思いますが、いずれ、実はその2名ということが、昨日お答えしたとおり、3月末ぎりぎりということで、実は、3月に入って、その直前までも社会福祉協議会側とは4名体制を元にいろいろな事業を、地域でこういうことをやろうとか、その地域でこの人員でこういったふうにやろうという、制度設計をかなり固めていたということが一つあります。あと、もう一つは、やはり、ずっと3月末までとは言いますけれども、当然ながらその3年度の事業をしながら取り立てて、後半にかけては、それまでの実績を踏まえてそういう議論をずっと積み重ねてきたというところで、4人というところでずっと契約、あるいは予算も御承認いただいたということの背景からいたしますと、直前になってその制度をできないということであれば、ここは町としては、やはりそういった段階では契約に踏み切るということは適当ではないというふうに判断させていただ

いたものでございました。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 議論が食い違うところも多いんですけれども、私は、地域支援というのは、途切れがないようにするのがまず大前提です。役所もいろいろな予算を措置しながら、承認をしながらも、入札が不調になったから延びた、再度設計をし直したら1億円が2億円になったから延びた、住民合意形成が取られないから延びたという、皆さんはそう言うじゃないですか。何で4名でやっていて2名用意しているのに、それはそれは計画にならないからもうバツっとやめるというのは。何と言うのかな、ハード整備をするという事業で目的が変わったからやめるのとは、やはり趣旨が違うんだろうと思うんです。だから、できれば2名でやりながら、補充しながら、で、補充できない部分は協働の担当課のほうでサポートしながらやる道というのは、私は、ぜひ今後も、今もう決めたんではなくて、やるべきなのかなというふうに思いますがいかがですか。
- ○議長(小松則明君) 待ってください。これ協働の参与、お願いいたします。
- ○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長(島村亜紀子君) お答えいたします。 今後につきましては、今、芳賀 潤議員おっしゃられた方向性も含めて検討してまい りたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 合同常任委員会とか答弁の中で、この集落支援員も3年間限りな のでとかという話もあったんですが、これは、いつまで続く事業なんでしょう。
- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 集落支援員制度そのものにつきましては、その期限というのは取り立てて今ございません。3年というのは、協働地域づくり指針そのものが総合計画の後期に合わせて6年に見直しを行いますという中で説明させていただいたくだりでございますので、この集落支援員制度そのものが3年ということではございません。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) そうですよね。私も調べました、これ。そうしたら、平成20年に 過疎問題懇談会で、過疎地域等の集落対策の在り方という提言が出されてからスタート したものです。もう既に14年です。なので、これは、もっともっと継続するんだという ふうに思います。さらに調べていくと、平成20年からの推移なんですけれども、全国で

平成20年、専任者で199名、兼任というのもあるんです。仕事をしながら集落支援員もやってもいいですよという、呼ばれる方の兼任というのも約2,000名でスタートしています。それが14年です。それで、令和元年度の実績でいくと専任が1,700人にもなっていると、全国で。兼任でも3,300人いるというようなこと。当局の説明は、専任で445万円の単価しか説明していないですけれども、本来この制度は、確かに445万円というのは全てが人件費でないことは承知していますけれども、でも、かなり厚い人件費があります。と、したときに、いや仕事辞めてこっちというのは制度が終わればという不安感があるのであれば、自治会長さんに兼任していただくとか、その経験者に兼任していただきながらサポートをするという方法論もあったと思うんですが、その検討はなされましたか。

- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 議員おっしゃるとおり、その制度そのものについては、20年から199人からスタートしてございまして、兼任ということでは、単価はかなり異なるのですが、そういう方法もございます。自分、私たちもその辺は承知しておりまして、今回の御質問に対する町長答弁の中にも、地域組織の在り方、そして支援の在り方ということで、そういったことも含めて検討させていただきたいということで、課内ではそのことも1つの検討の対象として捉えて、今後どういう地域、あるいは支援があったらいいのかということでは考えさせていただきたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 質問した、現在頑張っている地域とかいろいろな地域があります。 某桜木町のように解散したところもあるし、自治会組織を持っていないところもあるんですよ。だから、それをこの専任だけでやろうと思って人員を集めようとしたら、町内の中では厳しいわけです。なので、地域支援のノウハウを持ったとか、いろいろな町内会活動、自治会活動のノウハウがあるところに兼任をさせて、ないところは支援していくし、あるところはさらに充実をするという金の使い方も、この要綱からは読み取れるんです。何も全てが人件費ではないわけです。集落支援員の設置に要する経費、点検に要する経費、集落の在り方、話合い実施に要する経費、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費、いろいろなものに使えるんです。当局の説明だけを聞いていると、450万円の基準額で月額20万円の報酬をあげるのかどうか分かりませんけれども、何かそこが一人歩きして、それが私、社協さんのプレッシャーになって常勤職員

を4人集めなければならないんじゃないかというのに拍車がかかったような気もする。 制度を見れば兼任で月額5万円程度の報酬だけれども、地域のことを地域の人が一所懸 命やろうよというようなところでも、やはりこの方法論だと行けるような気がしますけ れども、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 協働地域づくり推進課長。
- ○協働地域づくり推進課長(郷古 潔君) 制度設計はおっしゃるとおり、この支援員制度です、おっしゃるとおりでして、御指摘のとおり445万円というのが一人歩きということではあったのですが、申し訳ございません、今回のふるさと応援センター、こちらについては、4月から契約が成り立たなくなったということで、非常に短期的な対応で3年度を継続していく上でということでお話しさせていただいているものでございます。当然、今後長期的な展望、地域の在り方、そして町との関わりの在り方という点につきましては、十分このことも一つの手段として捉えていって、検討していきたいというふうには考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) どういう事例があるのかなと思って全国調査しました。そうした ら、やはりこういう事業の取組の先駆的な事例という事例紹介があります。その中、例 えば、以前空き家調査をするとかという答弁が財政課のほう、財政課でしたっけか、ど こかであったような気がしますけれども、空き家や人口、世帯調査のほか、地域の課題 を把握するためアンケート調査を実施したり、高齢者の見守り、空き家、空き地情報の データベース化を実施したり、さらに懇談会を開催しているという町があります。高齢 者世帯の訪問、声がけ、住民や自治会からの相談、住民が行う行事の運営支援、農作物 の栽培、販売サポートという市町村があります。独居老人の独居高齢者や高齢者世帯を 訪問して近況や生活上の課題の聞き取りを実施した、こういうのもあります。社協さん が本来やっていることもやるという話、別立てではなくて。言葉にするとですよ。なの で、非常に厚い予算が特別交付税で措置されるので、考え方一つでいろいろな支援がで きるということになるんです。だから、縦割り行政の弊害がここにあるので、本来福祉 サイドの地域の生活困窮者、高齢者のサポートだとか、集落支援制度だとかいろいろな ものがある、それは、役所の中できちっともんで整理をしたときに、何の財源をどこに 使って、より地域コミュニティーを活性化、充実化するということと、高齢者等の弱者 をどうやって見守るかということをきちっと制度設計したほうがいい。ぐちゃぐちゃに

なっているような気がします。何か、3.11を引きずりながら地域支援をやらないといけないという課題と、本来持っている地域福祉の支えとがごっちゃになりすぎているので、わけが分からなくなる、それをそのまま住民が説明されたり、社協さんが説明されたりするから、余計混乱するんだと。だから、今福祉サイドと協働サイドがあって、同じことを考えているんですけれども、線引きが必要がいいのか、それとももう根本的に事業は福祉サイドの事業だから、もう福祉サイドに協働の予算でなくて、もう福祉サイドにやってしまうとか、縦割りにするんであればですよ。何かパッケージみたいなのをつくり上げるとか、地域が疲弊して困っているのに変わりはありませんので、そこら辺をもう一回論点整理をなさって、やられた方がいいかと思いますが、副町長、町長、どちらでも。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 芳賀議員、大変貴重な御提言いただきありがとうございます。

今回の件については、今御指摘のとおり、地域サポートセンターというのは、昔の仮 設の時代からの生活支援員、指導員の延長上でコミュニティーをどういうふうにするか というところに意識を非常に注力をした気味のことは確かにございます。それは反省し なきゃいけないことだと思っています。今のお話の中で、集落支援員事業というのは兼 任もあり得るということになれば、私どもとしましては、社協さんと協働でやっていか なきゃならない事業というのは、これは大事なことで、将来に向かって、この町の見守 りというところのインフラになるべきことだと思っています。それを軸としながらも、 今御指摘にありましたような様々な自治会の会長さんとか役員さんとか、あるいは地域 に、コミュニティーに興味を持っている方々の兼任という形での幅広い地域見守り活動 ということをしていくことというのが大事だということ、大変肝に銘じておきたいと思 います。それが2つ目として、もう一つは、行政、私どもの中の組織体として、今どち らかと申しますと、健康福祉課は町民の皆さんの福祉に関係する部分で社会福祉協議会 と関わっている部分がございますし、協働まちづくり課は、3.11の震災を踏まえたコ ミュニティーのつくりという、2つの成り立ちの中で仕事を進めているようなところが ございます。これを縦割りにするのか1か所にするか、これは議論があると思いますの で、その辺の制度設計も含めまして、総合的にこれからの地域の皆様のコミュニティー と福祉の支援をどうしていくか、これを抜本的に考えていきたいというふうに考えてお ります。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 冒頭の委員会の説明の最後に、次にどこの団体を探すんだといったときに、地域コミュニティー形成に寄与する取り組み実績を有する法人を対象として委託先を公募したいという、こういう説明だったんです。だから、私は気に入らないというかおかしいんだと。地域のことは地域にやってもらうのがいいんだし、どこかに委託したから解決する問題ではないわけです。その担い手が社協だったり自治会だったりしているという現実があるんです。だから、ここをもう一回論点整理をすべきだと思いますが、合同常任委員会で配られた資料で、今いろいろな議論、昨日からもしていましたけれども、その法人ということにこだわっていくのか、リセットして、もう一回ちょっと制度設計から考え直すのか、答弁があればお伺いします。
- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 常任委員会で法人という言葉を使ってしまったというか、表現をいたしましたが、これは、今回の事業が地域サポートセンターという、社協さんへ委託するという、委託というところに注力したために、法人という表現を使っておりましたけれども、これも法人に限定することなく、今回の議論を受けて、広く兼業も含めた形でどうあるべきかという方向に議論の方向を、考え方を、向けていくことが大事だというふうに思っております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) そうであれば納得します。つくらなければならないグループ団体、NPOでも何でも、新しくつくってもいいんだと、そういう意思を持った人、仕事をしながらも、専任するならこのぐらい、もう15年実績があるから、あと3年で、4年でとか終わる事業でもないし、過疎化は全国的な話なので、この事業というのは止まらないんだと思うんです。なので、そういう意味では担い手育成、今同僚議員のほうでも自治会がないところにどうやったら自治会ができるのかという調査をしていますので、いろいろな、内部でだけ議論していないで、幅広い議論を求めたいというふうに思います。それでは2点目です。

コロナですけれども、こういう質問をしたのも、私の属する関係が高齢者であったり子供だったりするのでこういう質問になりました。おととい、本当におととい、沿岸地区の施設長会議の予定だったんですが、北のほうでクラスターになっていたり、いろいろな実態があったのでズームで会議したときに、この話題も触れました。結局、指定感

染症であるがゆえに職員の行動制限をいまだにかけているというところがやはり多いんです。経済は回さないから、国は動いていいと言うけれども、やはり我々は仮に持ち込んだとしたらクラスターになる可能性が高い事業所ということの認識でそうだと。しかし、その制度的なサポートは何もない。例えば、自宅待機しておいてくださいというルールを決めた、じゃあ自宅待機は自分の有給で処理せざるを得ない。例えば、パートさんとかは有給の日数も限られている。そのときにはどうするかといったら、出勤停止をかけているから給料は減るから、法人で独自の財源で特別休暇にして休暇を買い上げてと、様々な工夫をしているんです。ただ、どの施設に聞いても、やはりその制度的なアフターは何もないというのが現状です。守ろうと思っているのは住民です。だから、このミスマッチが、やはりあるので、コロナにもいろいろな予算の使い方はあると思うんですが、ぜひこの点については今後考えていただきたいということは申し上げたいと思う。

あと、岩手県が独自に緊急事態宣言をこの前解除しただけであって、国はとっくに緊急事態宣言は解除しているわけですよね。ここのやはりミスマッチもあったんです。だから、意識の中にどうしても関東方面には、職員にはできるだけ行かないでください、行くんだったら3日程度休んでくださいとかというのがルールなんです。どこの法人も大概そうです。どうしても行かなければならないときには、そうやって待機するというのが現状なので、というようなことを考えていくと、この前合同常任委員会で言った4回目のワクチンの話がありました。高齢者が接種すると。エッセンシャルワーカーと呼ばれる福祉サイドの人間は、職員は、これには入ってこなかったという説明でした。今日現在、そのことについてはどのような議論がありますでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

前半のほうにございました高齢福祉を含めた障害児童施設における感染予防対策、極力閉鎖はせずに受け入れてくれというのが国及び県のほうの方針だったと思います。その中で、各運営されている法人におかれましては大変な状況ではなかったかなと思います。これまでの中では、施設整備等の補助金、あるいは消耗品の購入の補助があったものの、ここまで長期化しているというところは、やっぱり現状でいけば、今身銭を切っているような状況であると捉えております。この部分に関しましては、5月30日に岩手県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の釜石地方支部会議というのが振興局でご

ざいまして、私がオブザーバーとして呼ばれているんですが、その中でもこの福祉施設における大変さというところは訴えてきたところであります。また、4回目のワクチンにつきましても、同様に、今後もやはり施設内での感染を出さないような取組の一環としては、やはりそこに勤めていただくスタッフさんの4回目接種、抗体価を下げないような取組も必要ではないかというところを、問題提起をさせてきたところであります。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) ありがとうございました。その問題提起の返答というのはどうなるんですか。何か通知でも来るんですか。後で何かクエスチョン、また再度確認をする予定ですか。
- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) 今後、次期、まだ開催は未定ではありますが、次の県の支部会議の際には確認したいと思いますし、一定の期間をもって釜石保健所のほうを通じて確認したいと、このように思います。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番 (芳賀 潤君) ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。専門家の知見も確かに必要でしょうし、ある専門家が話ししていたのは、ワクチンという名前というのは1回打てば10年効くとかというのがワクチンであって、こんなに何か月に1回もやっているんだったら、もう予防接種ですよ。そういう概念なのであれば、やはり希望者が受けられるようにしないとだめなのかなと。国の基準で指定感染症で国費だからどうとか、自己負担が発生したからではなくて、我々福祉サイドの現場は守るものがあるんです。だから、それをサポートするのが行政でなければならないというふうに思いますので。今日の質問は、現状を知っていただきたいということでしています。今日がこれ、解決に、もちろんなる課題でもないので、という意味で問題提起をさせていただいています。

次に、大きな3点目に行きます。

前段同僚議員も熊、鹿のことについて沢山と吉里吉里が非常に多い、もう毎日のように、日に2回も3回も放送がある、これは役場とか警察に電話をしたから放送になるのであって、電話をしない人もかなりな数あるんです。ということは、目撃情報というのはもっともっとあると。確認なんですけれども、この議会はテレビ中継にもなっていますので、住民にもちょっと分かっていただきたいという意味で確認をさせてください。

まず、わなを仕掛けるものの基準についてお伺いします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 基準といいますか、これは県のほうから、保健所のほうから許可をいただいてわなを仕掛けると。あとは、銃器かわなで捕獲、駆除するということでございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 聞くところによると、通常の熊を捕るわなというのは、住宅地から何百メートル離さないとわなに子供が遊んではいる可能性があったりとかというのも聞いたことがあるんですが、それについてはいかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございまして、住宅密集地、 いわゆる定義というのがなかなか難しいんですが、住宅密集地においては銃器、それか らわなに関する設置場所等を考慮しなければならないということでございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) しかしながら、吉里吉里地区においてシルバー人材センターさん のほうに刈払いを頼んでいて、そこで人的被害があったので、やはり近々に被害が迫っ ているということで、住宅地内の中なんだけれども、草むらの中でもないんですが、や ぶのところに現在わなが仕掛けられているという解釈でよろしいですか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございます。今回の吉里吉里に設置しているわなは、遠隔わなでございまして、スマートフォンみたいな形で、中に入ったのが子熊であれば閉めないとか、親熊であれば閉めるとかというような遠隔で操作できるわなでございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) そのわなは、聞くところによると、鹿のわなを改良したものだというふうに聞いていますけれども、それをもっともっと増やしながら、遠隔で操作できるのであれば、いろいろな危機管理もできるし、よいと思うんですが、担当課と6月2日に釜石警察署のほうに行って聞いたときに、今町が保有しているわなの台数にも制限があってという話がその中で出ました。いやいや、これだけ住宅地に出ていながら人的被害も出ているのに、ないとかあるとかの議論でなかろうと、緊急に予算措置をすると

か専決処分するとかで、ある程度の台数を確保しなければならない危機的な状況にある と思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございまして、受注生産でございますので、現在、会社と調整中でございますので。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 警察に行ったときの話の中で、私も狩猟とかそういうのは初めて の経験なので、熊が住宅地に出るから地域代表というようなことだったんですけれども、 やはりバックストップ、撃っていいというのは警察にしか許可命令が出せない、結局猟 銃の免許を持った人はいっぱいいるけれども、先ほど来の答弁で私も聞いて初めて分か りましたが、37人中7人しか熊を撃てないとか、あとは、例えば、熊を撃つためにライ フルを持った人にそこに来てくださいねということからの命令が始まるんだそうですよ。 だから、いるから撃てということではない。だから、役所がコーディネートして、警察 と連携をして、熊の出没情報を聞いて、危険だということで熊を撃てる人にコンタクト を取ってここに来てください、そこに警察も来る、警察が危険だ、どうぞと言って初め て撃てるんだそうです。それもなおかつ、バックストップと呼ばれる弾が、はじいても どこにも被害がないように、貫通していってもどこにも被害がないようにという場所じ ゃないとできないと。釜石警察署さんも吉里吉里の住宅街見たところ、ここでは許可は 出せないというふうな話を聞いてきました。だから、簡単に撃ってとかというのは、 我々の素人です。私です。ところが、それにもいろいろな制限があるというようなこと。 しかしながら、片方では住民も被害に遭ったりという危機的な状況にもある。それを役 場にみんなが電話をしてああだこうだと言われて、役場も大変だと思うんですが。警察 さんのできるところといったら、やはり地域のパトロールしかないと。あとはもうやむ を得ない場合に銃の許可だと。じゃあ、そのわなといったときに、保健所の許可という ようなことなんですけれども、今のルールだと仕掛けられない地域もあるんだそうです。 赤浜から吉里吉里も何かわなも、今の基準だとだめだと。ただ、いっぱい熊が出ている ので、これはやむを得ないということで保健所が許可するかもしれないという話は聞い たことはあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございまして、あくまでも、

これは先ほど町長の答弁でも、鳥獣被害防止特措法における人的被害が予測される場合においてということでございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 人的被害が予測されるというのは、誰がどのように判断するかは 分かりませんが、被害があってからでは遅いので、そこをどういうふうに解釈をしてい くか、保健所からどのように許可をもらうあたりだと思います。あと、そのわなの設置 台数に関しても、今こういう平時であればいいんだけれども、これだけ熊が出没してく るとそういうことを言っていられないと。同僚議員の話でもあったんですが、私も知人 に聞いたところ、やはり鹿が膨大に増えすぎがために山に餌がない。熊も個体数自体が 非常に多くなっていると。熊は縄張をもつので、個体が多くなるということは、住む地 域が広くなる、山には餌がないから里に下りてきていると。だから、抜本的な解決とい うのは、熊を駆除することもそうなんですが、鹿の駆除も同時並行的に進めていかなけ ればならないし、ここに拍車をかけていかなければならないのかなと思って、素人的に 考えていますが、担当課はどのように判断していますか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) これは全く議員のおっしゃるとおりでございまして、卵が先か鶏が先かの議論と同じように、先ほど来の阿部議員のお話にもあったとおり、熊が出没している、里山に下りてきているという原因は多々あるとは思いますが、もちろん一説には確かに鹿による食害によって、山の中の餌がなくなってきていることによって里山に下りてくるという現象もございます。それにつきましては、やはり、鹿の駆除対策を強化してまいりたいと思ってございますので、ジビエの部分も大いにPRしながらハンターの育成を図ってまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 産業振興課は、ジビエで鹿、我々は被害で鹿、同じ鹿なんですけれども、何はともあれ、やはり頭数を適正に担保していかないからこういうことになっているという現状は変わらないので、方法論はどうであれ、いずれそれに拍車をかけていただきたいかなと。参考のためになんですけれども、吉里吉里地区では、去年熊の出没が多いということで、熊よけ花火講習会というのをやりました。産業振興課から担当の職員来ていただいて、熊よけの花火を鳴らした。あれも危険なんです。中国製で5連発なんですけれども、5発出ないときもあるし、手の元が爆発するときもある。それで、

やはりチラシがあるんですよね、パンフレットが。ここで破裂して指が欠損したという事故もあるんです。例的に。なので、きちっと筒の中に入れてやってくださいねとかってやっている。今年も担当課から来ていただいて、昨年は消防団でやったんです。今年は吉里吉里の自治会長さんにお願いして、30人ぐらいでやりました。やはり、あまりにも多いと、こういうことも、例えば沢山地区でもやるとか、いろいろなところをやっていって、自己防衛しかないわけです。銃の規制がそうだと、わなにもそういう規制があるということは、簡単に駆除できないのであれば、自分たちができるところが何なのかをやはり考えていただくと、今までの体制ではもう無理だということであれば、いろいろな方策を講じていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○参事兼産業振興課長(岡本克美君) おっしゃるとおりでございまして、地域住民の皆様と、この啓蒙活動を含めまして、私たちの住宅エリアに、いかに熊が来ないように、町民の皆さんと一緒になって考えるような機会と、あと広報、それから活動を行ってまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 課長知っていると思いますけれども、熊よけ花火だけではなくて、やっぱり住民不安なので、いろいろネットで調べているんです。そうしたら、アメリカの狼のおしっこ、尿、ウルフピーと呼ばれるものが、こんなの2,000円ぐらいで売って、それを小分けにして老人ホームにもこども園にも、周辺にぶら下げています。あとは、私は知らなかったんですが、トウガラシ成分の入った蚊取り線香のような物、それをやはり火をつけて玄関前に置いておくとか、そうしている住民もいるんです。やはり、それだけ鬼気迫っているという話です。以前ではちょっと考えられないような事態になっているので、そういうものも住民のほうに情報提供しながら対策を考えていただきたいというふうに思います。

最後に、街路灯、街路灯というか照明について伺いますけれども、非常に一歩前進というのは、窓口を一本化したということと、あと合同常任委員会のときに申請をしていただければきちっと調査をして、町が設置するのかしないのかについて3か月ぐらいあれば返答できるというようなことで説明ありましたが間違いないでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 地域整備課長。
- ○地域整備課長(太田信博君) 質問にお答えいたします。

今回、制度を取りまとめるために、ちょっと内部で検討している内容では、フローチャートといたしまして、申請からいただいて評価のほう、現地評価を昼、夜と行いまして、2次評価をして、申請者に対して回答するといった内容でおおむね3か月あれば回答できるというふうに考えております。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 今までいろいろな地域要望だったり自治会がここに街灯が欲しいとか、防犯灯なのか街路灯なのか別にして、電気が欲しいんだと言ったときに、毎年毎年要望している箇所がある。でも、今回からはきちっと申請すれば3か月後には、そこに町が認めて設置するのかの返事は来るわけです。ただ、町が認めなかった場合に、やはりそこは本当に暗いんです、困っているんですとなったときに、自治会が負担してもいいからつけてほしいという要望も、私は出てきそうな気もする。もちろん、電柱があるという前提です。そういうときにどうなさいますか。
- ○議長(小松則明君) 地域整備課長。
- ○地域整備課長(太田信博君) 御質問にお答えいたします。

実際、現地のほうで申請をいただいた時点で昼と夜に確認するところです。そこでも 基本的なところでは町道に接する部分に電柱等があるものというふうに考えておりまし て、あまりそういったところはないのかなというふうに推測はしているところですけれ ども、基本的には公共性が高いものについては町で設置するものというふうに考えてお ります。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 時間がないので、また後でしますけれども、3月までに300基が 全部LEDになるということを、まずは楽しみにしておきたいと思います。ありがとう ございました。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

\_\_\_\_\_\_O \_\_\_\_

日程第2 特別委員会の中間報告

○議長(小松則明君) 日程第2、特別委員会の中間報告を議題といたします。

議会活性化特別委員会より、会議規則第47条第2項の規定により、中間報告を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。中間報告を認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会の中間報告を認めることに決定いたしました。

報告書を配付しますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

- ○議長(小松則明君) それでは、議会活性化特別委員会東梅康悦委員長、御登壇願います。
- ○委員長(東梅康悦君) それでは、議会活性化特別委員会より、調査の中間報告を行います。少々長くなります。

議会活性化特別委員会の調査項目の一つである、議員の定数と報酬について調査が終了いたしましたので、大槌町議会会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおり御報告いたします。

当議会活性化特別委員会は、令和2年3月議会において設置され、調査項目の1つが、 今回調査を終了した議員の定数と報酬についてでありました。議員の定数と報酬につい ては、委員会設置当初から我々委員が町内に出向き、町民の皆様と意見交換を開催し、 調査を進めることを委員会としては考えておりましたが、今般の新型コロナウイルスの 感染状況等を勘案し、開催を断念いたしました。

委員会で調査方法について検討した結果、個々の議員活動の中で町民の皆様の意見を 聴取し、委員会での調査に反映させること、議員全員からの意見聴取及び会派からの意 見調査を実施し、調査を進めることといたしました。

報告は議員定数と議員報酬に分けて御報告いたします。

まず、初めに、議員定数についての調査の経過と、結果について御報告いたします。

議員定数につきましては、全議員を対象とした調査における回答は、現状維持の13名と回答した議員は2名、1名減の12名と回答した議員が9名、14から16名と回答した議員が1名でございました。

現状維持の13名と回答した理由は、少ない議員で物事が進んでしまうことが懸念される、このままで様子を見る、町民への調査が必要ということでございました。

次に、1名減の12名と回答した理由は、現状の12名で議会運営が維持できている、現 状からの増員は町民からの理解が得られないのではないか、人口比900人に1名におい て、12名が適当、妥当である、採決の不都合の解消のため定数が偶数になるようにする、 でした。

次に、14から16名への増員と回答した議員の理由は、もっと多様な意見があってしかるべき、小さな町の議員は、議員の経済力や地位の高いものに偏りがちで、広く未来に向けた豊かな町の幸福を全ての町民が享受するためでありました。

全議員からの調査結果を委員会で協議した結果、改正後の議員定数は12名とすることを委員会案としてさらに調査していくこととし、議員定数を12名に改正することについて会派からの意見の聴取を行いました。その結果、4会派中4会派が賛成でありました。

上記の調査により、議会活性化特別委員会といたしましては、次期改選後の大槌町議会の議員の定数は12名が適正であるという調査結果となりましたので、御報告いたします。

次に、議員報酬について、調査の経過と結果を御報告いたします。

議員報酬については、議員報酬月額、議員が長期欠席した場合の報酬についてを調査 いたしました。

議員報酬月額については、議員報酬について、全議員の調査の結果は、現状維持と回答した議員が4名、月額1万円から2万円の増額と回答した議員が4名、月額2万円から3万円の増額と回答した議員が2名、月額3万円から4万円の増額と回答した議員が1名、財政の許容範囲内で増額と回答した議員が1名でありました。議員報酬は、現状維持で政務活動費の支給を求める意見と、報酬の増額を行った場合は、期末手当の加算を廃止するという意見の記載もありました。

また、前回の改正時に、定数を18名から5名減らして13名に改正を行った際に、報酬の改正が行われなかったことも、今回の改正額を検討する上で考慮するべきという意見もありました。この調査から、議員のほとんどが、報酬、あるいは政務活動費という形で、増額することが適正であるという考えであることが分かりました。

さらに、会派への調査では、具体的な報酬の金額について意見を聴取しました。その後、会派から出された意見と併せて、県内の町村の議員報酬額、県内の同じ人口区分の3町村の議員報酬額、議員定数を1名減らすこと、前回の議員定数を5名減らした際に、議員報酬の改正が行われなかったこと、平成18年に議員報酬を減額改正して以降、15年以上改正が行われていないことなども考慮し、協議いたしました。

議員報酬額を改正する際は、町長が審議会に諮問し、答申をもって条例改正案を議会に提案するという仕組みになっていることから、委員会において、議員報酬額を決める

ことはできませんが、議員報酬額については、増額することが適正であるとの調査結果となりましたことを御報告いたします。

なお、この調査結果は、審議会の開催を求めるため、町長へも提出することを併せて 御報告いたします。

次に、議員が長期欠席した場合の報酬について、調査結果を報告いたします。

議員が、長期欠席した場合においても、報酬の支給を受け続ける事例が発生し、全国でも問題視されて以降、全国の市町村議会において、長期欠席した場合に議員報酬を減額する条例の制定や改正が行われております。議員報酬は、条例により支給されており、議員である限り支給され、議員本人に返納の意思があっても、返納が寄附行為に当たることから、返納ができないことになっております。当大槌町議会でも、議員が長期欠席した事例が数例あったことから、今回の議員報酬の調査と併せて、議員の報酬を減額する条例の制定、あるいは改正の必要性について調査することといたしました。

全議員へ議員報酬の調査と同時に調査したところ、全員が長期欠席した場合は議員報酬を減額するべきという回答でありました。

さらに、会派への調査では、減額する欠席期間と、欠席期間に応じた減額割合について意見聴取いたしました。その結果、欠席期間が3か月を超えた場合に減額するという回答が多く、欠席期間に応じた減額割合についても、会派から意見聴取いたしました。

その後、各会派からの意見を委員会において協議した結果、期間は3段階の設定とし、 欠席期間が3か月から6か月で、議員報酬の20%を減額、6か月から12か月で30%を減 額、12か月を超えた場合、50%を減額することが適正であり、仮称「議員報酬等の特例 に関する条例」として、新たに条例を制定するべきであるという調査結果となりました。

また、この調査の過程で、当該条例に議員報酬の支給停止及び不支給に関する条項を定めている町村が複数あり、議員が刑事事件において逮捕された場合等は支給停止、有罪が確定した場合は不支給とするものでした。委員会では、このことについて、会派から意見聴取したところ、全会派が支給停止及び不支給の条項を設けるべきという回答があったことから、議員が刑事事件において逮捕された場合等は議員報酬を支給停止、有罪が確定した場合は不支給とする条項を定めることが適正であるという調査結果となりました。

以上、議員の定数と報酬についての調査報告といたします。

なお、議会活性化特別委員会では、今回調査が終了した議員の定数と報酬について以

外の調査項目については、今後も調査を継続して行いますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長(小松則明君) 以上で中間報告を終わります。

本日の日程は、これで終了いたしました。

明日9日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後0時20分